

福岡県における海区漁業調整委員会の委員候補者選定委員会設置要領

(設置)

第1条 漁業法（昭和24年法律第267号）第138条第1項の規定に基づき任命する海区漁業調整委員会の委員の候補者（以下「候補者」という。）を選定するため、海区漁業調整委員会の委員候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 候補者の選定に関すること
- (2) その他選定委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 選定委員会は、次に掲げる5名で構成する。

- (1) 農林水産部水産局長
- (2) 農林水産部水産局漁業管理課長
- (3) 外部有識者3名

(委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置き、委員長は農林水産部水産局長をもって充てる。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときには、農林水産部水産局漁業管理課長が委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は非公開とする

(秘密の保持)

第6条 委員は、選定委員会で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(意見聴取等)

第7条 選定委員会は、審議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、候補者の選定を行ったときは、その結果を知事に報告するものとする。

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、農林水産部水産局漁業管理課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和元年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月10日から施行する。